

## 誓約書（岡崎市脱炭素関連事業者登録制度）

1. 愛知県内に現に営業所等を有していて、脱炭素関連設備の整備に係る事業を行うものであること。この営業所等は支店登記の有無に関わらず、契約締結権者を有していること。
2. 岡崎市暴力団排除条例「(平成 23 年岡崎市条例第 31 号)」第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
3. 次の申立てが行われていないこと。 ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て
4. 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
5. 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者でないこと。
6. 当該登録制度による登録を取消され、その処分のあった日から 2 年を経過していない物でないこと。

私は、岡崎市脱炭素関連事業者登録制度の登録を受けるに当たり、上記の項目について了承し、遵守することを誓います。

令和 年 月 日

商号 .....

ふりがな .....

代表者役職・氏名 .....



※必ず記名押印としてください。なお、代表者印(丸印)又は社印(角印)とすること。